

(本号の目次)

1. 法律雑誌等に掲載された主な判例
2. 平成28年(2016年)8月25日までに成立した,もしくは公布された法律
3. 8月の主な発刊書籍一覧(私法部門)
4. 8月の主な発刊書籍一覧(公法・その他部門)
5. 発刊書籍の解説

(掲載判例INDEX) \* 「1. 法律雑誌等に掲載された主な判例」の要旨及び判決日又は決定日を掲載します。

【1】交通事故による損害賠償請求権に関して発生する遅延損害金について,5日以内の支払いを催告するとともに,期限経過をもって遅延損害金を元本組入れする意思表示をし,その後原告が元本組入れによる法定重利を主張して提訴したが,原審,控訴審とも同主張を排斥(平成27年5月27日東京高裁)

【2】保育園での午睡中に幼児Aが死亡した事故につき両親Xらが担当保育士に過失があったとして保育園を運営する会社(Y1),園長(Y2),副園長(Y3)に対し損害賠償請求を行った事例。保育士の過失とY2,Y3の監督義務違背を認めた原判決を相当とし控訴を棄却(平成27年12月9日仙台高裁)

【3】Xらが,破産者Aの租税債務を第三者弁済するなどし,Aに対して有する租税債権のうち破産法148条1項3号該当の財団債権につき弁済による代位が生じたとしてAの破産管財人Yに立替金の支払を求めた事案。租税債権への代位を否定しXらの請求は棄却された(平成27年11月26日東京地裁)

【4】担保不動産の換価処分代金による融資金の繰上返済には違約金等は不要との契約条項の適用除外について,適用除外があらかじめ説明されない場合は,契約条項通りとされ違約金支払に法律上の原因はないとされた事例等(平成28年3月29日東京地裁)

(商事法)

【5】現物出資された山林を20億円(実際はこれよりも著しく低額であるとされた)とする評価証明を作成した弁護士の行為が,弁護士賠償責任保険の免責条項(他人に損害を与えるべきことを予見しながら行った行為)には該当しないとされた事例(平成28年2月19日大阪高裁)

【6】Z社の株主である原告らがZ社が行ったA社(環境ベンチャー企業),B社(居住用不動産事業会社)の各株式取得につき善管注意義務違反がありZ社が損害を被ったとして当時の取締役及び監査役に対し株主代表訴訟を提起したが,請求が棄却された事例(平成27年10月8日東京地裁)

【7】フランチャイズ契約終了後2年間,同一商業施設で同一の営業をしてはならないとの競業禁止の覚書が,信義則に反するとされた事例(平成27年10月14日東京地裁)

(知的財産)

【8】国内書面提出期間内に翻訳文を提出できなかったことについて「正当な理由」があるか否かについて争われたが,正当な理由なしとして,特許庁長官の行った各却下処分の取消請求が棄却された事例(平成28年7月19日東京地裁)

(民事手続)

【9】国際的な法律事務所に所属する弁護士が,本件の仲裁人として選任された後同じ法律事務所に所属する別の弁護士が別件訴訟において本件当事者の関連会社の訴訟代理人を務めているという事実を開示せず本件仲裁判断をしたことにつき,同判断が取消された事例(平成28年6月28日大阪高裁)

【10】Xが,破産者Aが国に対する租税債務を第三者弁済し,国がAに対して有する租税債権についての弁済による代位が生じたとして同債権についてAの破産管財人Yに対し優先的破産債権が存在することの確認を求めたところ,同請求が却下された事例(平成27年11月12日東京地裁)

(刑事法)

【11】刑法等の一部を改正する法律(平成25年法律第49号)の執行猶予に関する各規定(刑法27条の2ないし27条の7)の新設は,宣告刑の一部につき執行を猶予する新たな選択肢を裁判所に与えるもので,特定の犯罪に科される刑の種類又は量を変更するものではないと判示(平成28年7月27日最高裁)

【12】米軍属である被告は強姦致死,殺人等で那覇地裁に起訴されたが,この事件が大々的に報じられ抗議運動も展

開されたため、裁判員は被告人有罪の心証、厳罰に処すべきとの予断等を持つとして東京地裁への管轄移転の請求をなしたところ同請求が棄却された事例(平成28年8月1日最高裁)

【13】警察官らはXに職務質問を行おうとしてもみ合いになりXは公務執行妨害で逮捕されたがその際に骨折等の傷害を負ったためXは国家賠償法に基づき損害賠償請求訴訟を提起。本判決は警察官らは限度を超えた違法な有形力を行使したとして請求の一部を認容(平成27年6月23日大阪高裁)

【14】不良債権を保有するのみの清算中の登録貸金業者の全株式を取得するのは、債権管理回収業に関する特別措置法2条2項後段の「他人から譲り受けた」ことに該当するとして、法務大臣の許可なく債務者に弁済をさせたことは、同法違反に該当するとされた事例(平成27年11月5日東京高裁)

【15】傷害事件の被疑者として警察官から取調を受けた際、恫喝的、脅迫的取調を受けたとして国賠法1条1項に基づく損害賠償を請求した事案。全体として社会通念上相当性を逸脱した違法な取調であったとして100万円の支払いを命じた(平成28年3月25日大阪地裁)

(公法)

【16】市が土地開発公社の取得した土地をその簿価に基づき正常価格の約1.35倍の価格で買い取る売買契約を締結したことが違法とはいえないとされた事例(平成28年6月27日最高裁)

【17】地方自治法(平成14年法律第4号による改正前のもの)100条12項の政務調査費制度が設けられた後も、普通地方公共団体、地方議会の会派に対し、同項の「調査研究に資するため必要な経費」以外の経費を対象として補助金を交付することができることとされた事例(平成28年6月28日最高裁)

【18】競艇臨時従事員に支給する離職せん別金に充てるため、市が競艇従事員共済会に対して補助金を交付したことが、地方自治法232条の2所定の公益上の必要性を欠き違法であるとされた事例(平成28年7月15日最高裁)

【19】市の競艇従事員共済会に対する違法な補助金の交付が、その後の条例の制定により遡って適法なものになるとした原審の判断が違法であるとされた事例(平成28年7月15日最高裁)

【20】原告は、探偵業者従業員Y1に対しては原告等の住民票写しを不正取得したとして、また被告Y2(東京都特別区)に対しては申請書と疎明資料の氏名に不一致があるにも関わらず住民票写しを交付したとして国賠法に基づき損害賠償を請求。その一部が認容された(平成27年12月21日東京地裁)

(社会法)

【21】労働者Bが業務を一時中断して事業場外で行われた研修生の歓送迎会に参加した後自動車を運転して事業場に戻る際に発生した交通事故により死亡したことが労働者災害補償保険法1条、12条の8第2項の業務上の事由による災害に当たるとされた事例(平成28年7月8日最高裁)

【22】会社Yの解散で解雇された従業員X等が解雇無効等を主張した事例。YはXら所属の組合に厳しい財務状況を開示し、賃金改定がなければ会社存続が不可能と示唆したが組合がこれを拒否したため解散に至ったとしてXらの請求を退けた原審の判断を支持し控訴を棄却(平成26年6月12日東京高裁)

【23】適格消費者団体Xが、Yの健康食品のチラシ配布が不当景品類及び不当表示防止法の「優良誤認表示」に当たるとして差止を求め原審はXの本訴請求を認容。Yは同配布は中止しており差止の必要はないとして控訴したところ、Yの主張が認められXの本訴請求は棄却(平成28年2月25日大阪高裁)

【24】被告販売のフェイスマスクの形態が原告商品と類似するとして、その製造販売の差止、被告商品の廃棄を求めた事案。原告商品に他の同種商品と異なる顕著な特徴があるとは言えず、形態上の近似は同種商品にしばしばみられるありふれたものとして原告の請求を棄却(平成28年7月19日東京地裁)

(その他)

【25】所有権移転登記を経た上で買主への所有権の仮登記をする連件の申請につき、後件の登記申請代理のみ受任した司法書士が前件の申請人が登記義務者本人でないことを疑うべき特段の事情のない限り前件登記義務者の本人確認をすべき注意義務はないと判示(平成27年12月21日東京地裁)

## 1. 法律雑誌等に掲載された主な判例

### 【民法】

#### (1) 東京高判平成27年5月27日 判例時報2295号65頁

平成27年(ネ)第273号 損害賠償請求控訴事件(変更(確定))

交通事故による不法行為に基づく損害賠償請求権に関して発生する遅延損害金について、5日以内の支払いを催告するとともに、期限経過をもって遅延損害金を元本組入れする意思表示をし、その後原告が元本組入れによる法定重利を主張して提訴した事案。

原審東京地裁平成26年12月1日判決は、損害額の算定が必要な交通事故による不法行為に基づく損害賠償請求権に関し発生する遅延損害金が民法405条の利息に含まれると解釈することはできないと判断した。

控訴審は、民法405条の趣旨は債権者保護にあるところ、不法行為に基づく損害賠償請求権は催告なしに不法行為時から遅延損害金が発生し、債権者保護が図られているので、民法405条を類推適用するまでの必要があるか疑問で、履行額が債務者に明らかにならないからなおさらである、法定重利を認めるまでに債務者が怠慢であると評価するには、催告額が客観的な利息ないし遅延損害金の額と少なくとも大きくは乖離していないことを要件とすることが公平に適するところ、本件では認容元本額の約3.6倍という過大な請求がなされており、民法405条の類推適用をする前提を欠く、原告が実収入額の開示を拒み、被告の催告額妥当性の検討・任意の履行の機会を奪ったのであり、法定重利の主張は権利の濫用に当たる、とそれぞれ判断した。

#### (2) 仙台高判平成27年12月9日 判例時報2296号86頁

平成27年(ネ)第150号 損害賠償請求控訴事件(控訴棄却,一部変更(確定))

保育園において、午睡中に幼児Aが死亡した事故について、両親であるXらが担当の保育士に過失があったとして、保育園を運営する株式会社(Y1)、園長(Y2)、副園長(Y3)に対して、不法行為に基づく損害賠償請求を行った。

原審は、幼児の死亡につき、乳幼児突然死症候群ではなく、うつ伏せ寝による窒息死であると認定した上、保育士の過失、Y2及びY3の監督義務を怠った過失があるとして、Xらの請求を2887万7803円の限度(請求は約3280万円)で認容し、これに対し、Yらが控訴した。なお、Xらは控訴審において一部請求を減縮し、この点について判決が2884万8928円に変更された。

本判決は、Aの死因は、睡眠中顔面を下に向けた姿勢をとっていた事に起因する鼻口部圧迫又はこれと再呼吸の競合による急性の窒息死であると認めるのが相当であるとした上、保育士は、保育の専門家として、うつ伏せ寝についての危険性を十分に認識していたにもかかわらず、Aをうつ伏せに寝かせたままその傍らを離れる等して適切な観察を行わなかった過失があったとして、Y1の不法行為責任を認め、Y2とY3は、保育士が乳幼児をうつ伏せに寝かせていることを知っていたにもかかわらず、保育士の行為を放置し、窒息死の危険を回避することができるような態勢を整備しなかったとしてY2とY3の不法行為責任を認め、原判決は相当であるとして控訴を棄却した。

#### (3) 東京地判平成27年11月26日 金法2046号86頁

平成26年(ワ)第9596号 立替金支払請求事件(請求棄却)

本件は、X1 X3が、破産者Aが国に対して負担する租税債務を第三者弁済するなどし、Aに対して有する租税債権のうち破産法148条1項3号に該当する財団債権について弁済による代位が生じたとして、Aの破産管財人であるYに対し、立替金の支払を求める事案である。

本判決は、Xらの租税債権への代位の可否について、弁済による代位が債権譲渡の性質を伴うものであるところ、租税債権は権利の性質上譲渡をすることが許されないことを理由に、租税債権への代位を否定し、Xらの請求を棄却した。

#### (4) 東京地判平成28年3月29日 金法2047号97頁

平成26年(ワ)第29827号 違約金返還等請求事件(請求一部認容)

Xは、Y銀行から、平成21年12月に約7000万円、平成26年4月に約1億3000万円、それぞれ収益物件購入を目的とした融資を受けるとともに、購入物件に抵当権を設定した。Xは、自己が代表取締役を務める不動産業者A社に対し、平成26年10月、上記各借入に係る購入不動産を売却して繰上返済したが、その頃、Y銀行に対し、上記各借入に係る金銭消費貸借契約書における、繰上返済の場合には繰上返済額の約2%を違約金等として支払う旨の条項に基づき、違約金等合計約380万円を支払った。本件は、Xが、上記各金銭消費貸借契約書において、繰上返済の場合には違約金等を支払う必要があるが、担保不動産の換価処分代金による繰上返済の場合には違約金等は不要とする旨定められていることを根拠として、Y銀行に対し、既に支払った違約金等を不当利得として返還請求した事案である。これに対し、Y銀行は、担保不動産の換価処分による繰上返済の場合であっても、顧客自身が代表者を務める法人や親族等に売却する場合には

違約金を不要とする規定の適用はないことを説明していたし、平成25年8月頃からはその旨の確認書を差し入れさせていたから、Xも、A社に対する担保不動産の譲渡について上記規定の適用がないことは承知していたとして、既に支払われた違約金等には法律上の原因があり、不当利得には当たらないとして争った。

本判決は、平成26年4月の約1億3000万円の借入については、Xは、10年近く取引経験のあるY銀行から説明を受けた上、確認書を差し入れたのであるから、A社への担保不動産の譲渡には上記規定の適用が除外されることを合意して、各借入を受けたと解するのが相当であるとして、違約金等についての法律上の原因があると判示した。他方、平成21年12月の約7000万円の借入については、各借入に先立ち、説明があったことを認めるに足りる証拠はなく、確認書の差し入れもなされていないのであるから、Xは、A社への担保不動産の譲渡には上記規定の適用が除外されることの合意がないままに各借入を受けたと解するのが相当であるとして、違約金等についての法律上の原因はないと判示した。

## 【商事法】

### (5)大阪高判平成28年2月19日 判例時報2296号124頁

平成27年(ネ)第1049号 不足額填補責任履行請求・役員責任査定異議, 保険金請求控訴事件(控訴棄却(上告受理申立))

株式会社が払込総額のうち20億円について山林を現物出資する募集株式の第三者割当発行を行ったところ、同発行に当たり、A弁護士が現物出資財産の価額が相当であることの証明をした。その後、同会社につき破産手続開始決定がされ、破産管財人Xが、山林の実際の価格が5億円を上回ることが無かったと主張して、A弁護士と保険契約を締結していた保険会社Yに対して、債権者代位により、本件保険契約に基づく賠償保険金(保険金の限度額は3億円)の支払を求め、Yは免責条項にある「他人に損害を与えるべきことを予見しながら行った行為(不作為を含む)」に該当することを争った事案。

なお、Aとの間では、会社法213条3項に基づく支払に対し、1審において3億4800万円とする裁判上の和解がなされ、Aは4800万円を支払った。

本判決は、「被保険者が、その行為によって他人に損害を与えることや他人に損害を与える蓋然性が高いことを認識して行った行為、及び一般的な弁護士としての知識、経験を有する者が、他人に損害を与えることや他人に損害を与える蓋然性が高いことを当然に認識すべき行為」は、本件免責条項に該当する行為であるとした。そして、Aは不動産鑑定士作成の鑑定書や意見書を参考にし、現地の検分をする等して証明行為を行ったことを指摘し、Aが山林が20億円よりも著しく低額であることやその蓋然性が高いことを認識していたとは認められず、一般的な知識、経験を有する弁護士が、山林が20億円よりも著しく低額であることやその蓋然性が高いことを当然に認識することが出来たと認められないとした。

### (6)東京地判平成27年10月8日 判例時報2295号124頁

平成24年(ワ)第36690号 損害賠償請求事件(棄却(控訴))

Z社の株主である原告らが、Z社が行ったA社(環境ベンチャー企業)及びB社(居住用不動産事業会社)の各株式取得につき善管注意義務違反がありZ社が損害を被ったとして、当時の取締役及び監査役に対し、損害額を支払うよう求めた株主代表訴訟の事案。

A社は生ごみ等の有機資源循環システム等の商品を開発・販売し、平成21年に成立した食品リサイクル法等を初めとする環境関連法の施行により上記システム等の需要が増加するなどしており、また、A社の代表者は株式会社日経BPが主催する「日本イノベーター大賞」の優秀賞を受賞し、その旨報道されるなど、A社は環境事業において注目されたベンチャー企業であったが、Z社による株式投資後、二度目の不渡りを出し、銀行取引停止処分を受け、Z社は投資有価証券評価損の計上をした。裁判所は、Z社のA社への株式投資は、取締役の経営判断の結果として行われたものであり、結果として会社に損害が生じた場合に取締役が善管注意義務に基づく責任を負うかどうかは経営判断の原則に基づき判断すべきとし、ベンチャー企業に対する投資であり一般的な株式投資以上に不確実な将来の経営状況等の予測に基づくものとならざるを得ない点も考慮し、Z社が計算書類等の調査、財務状況についてのヒアリング等を実施したこと、環境事業への成長期待は合理的であったこと、社内手続の適切な履践等を考慮し、取締役らの判断として著しく不合理なものとはいえず、監査役にも善管注意義務違反は認められないと判断した。

B社についても、Z社による数度の株式取得後、B社は会社更生手続開始に至り、同手続において全発行株式を無償取得し、償却した。裁判所は、B社株式取得は配当益やキャピタルゲインを得ることを直接の目的とするものではなく、B社との事業上の関係を強化し、今後のZ社の不動産事業においてシナジー効果を楽しむことを主要な目的として行われたものであり、このような業務提携を見込んだ株式の取得は、業務提携をすることのメリットの評価を含め、将来予測にわたる経営上の専門的判断に委ねられており、株式取得の決定は、出資先の財務状況や経営の安定性のみならず、株式を取得して事業上の関係を強化することから得られる利益等も総合して考慮することになるのであって、その決定の過

程,内容に著しく不合理な点がない限り,取締役としての善管注意義務に違反するものではないとし,シナジー効果を見込んだ点に不合理はなく,株式の取得価格についても第三者機関の意見をj得ていること,最後の株式取得については経営破綻の危険はあったが,第三者機関による調査や監査法人への意見聴取,取締役会審議等を経て実施されたこと等を認定し,取締役及び監査役に善管注意義務違反はないと判断した。

#### (7)東京地判平成27年10月14日 判例タイムズ1425号328頁

平成26年(ワ)第33399号 競業避止義務不存在確認請求事件(認容,控訴(後和解))

原告(時計店。フランチャイジー)は,平成11年にショッピングモールAに新規出店するにあたり被告(フランチャイザー)との間でフランチャイズ契約(本件契約)を締結し,その際,同契約終了後2年間は同一商業施設で同一の営業をしてはならない旨の覚書を締結した。原告が平成26年にショッピングモールBに新規出店を申し込んだところ,被告は本件契約上の約定の解除権(無許可の店舗の新設)に基づき本件契約の解除を申し入れるとともに,上記覚書により契約終了後2年間はショッピングモールAでも営業を禁止する旨通知したため,原告は,信義則違反等を理由に競業避止義務不存在の確認を求めた。本判決は,被告が主張する「Yシステム」には保護に値するノウハウが含まれているとは認められず,原告が同システムを利用してショッピングモールBに出店しようとしたとも認められないので本来上記の約定の解除事由となるべき契約違反は存在せず,本件契約の終了につき原告に帰責性はないとし,にもかかわらず被告の申入れにより本件契約が終了となった経緯を踏まえると,その後の被告のショッピングモールAにおける商圈を保全すべき正当性は乏しいのに対し,原告の営業が2年間も禁止されると原告は耐え難い経済的損失を被ることになり,このような事情からすれば被告が原告に営業禁止を求めることは信義則に違反し許されないとし,請求を認容した。

### 【知的財産】

#### (8)東京地裁 平成28年7月19日 裁判所HP

平成27年(行ウ)第627号 手続却下処分取消等請求事件 特許権 民事訴訟(棄却)

判決文 : [http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/029/086029\\_hanrei.pdf](http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/029/086029_hanrei.pdf)

国内書面提出期間内に翻訳文を提出しなかったために国際特許出願が取り下げられた原告が,翻訳文を提出できなかったことについて「正当な理由」があるとして翻訳文の提出等の手続を行ったところ,特許庁長官により各手続を却下する処分がされたため,本件各却下処分の各取消しを求めたが,本件特許事務所において電子メールの受信処理の手順の定めが遵守されていたのかについても疑問があるとして,請求が棄却された事案。

本件特許事務所における業務管理態勢及び受信メールの処理手順の定めを前提に,原告が本件国内書面提出期間内に翻訳文提出手続を行わなかったことにつき,特許法184条の4第4項所定の「正当な理由」があるか検討する。

原告は,本件期間徒過の直接の原因につき,本件特許事務所において受信班の受信第1担当者が,本件メールを,日付フォルダ直下の「新件午後」フォルダへ移動すべきところ,誤って日付フォルダ直下の「印刷済み」フォルダに移動したためであるとしつつ,同ミス回避することはできなかった旨主張し,本件特許事務所の従業員が作成した陳述書にも同様の記載がある。

そこで検討するに,本件特許事務所における受信処理の手順の定めによれば,ALP(本件国際出願に係る手続を担当する「外内部門」をサポートする「ALP事務」部門)の共有端末から本件特許事務所内のネットワーク上への受信メールの移動は,受信班のスタッフが手作業で行うのであるから,移動先のフォルダを誤るミスが生じ得ることは容易に予想される。それにもかかわらず,本件特許事務所においては,受信第1担当者が,ALPの共有端末から本件特許事務所内のネットワーク上の日付フォルダ直下の「新件午後」フォルダ直下に全ての受信メールを移動したことについて,何らこれを確認する態勢を採っていなかったのであって,その結果,本件期間徒過に至ったものである。

また,本件特許事務所における受信処理の手順の定めによれば,まず,受信第1担当者が受信メールの件数をカウントし,受信第2担当者においてそれが正しいことを確認した上で,その後,印刷担当者が「新件午後」フォルダ直下にある受信メールを印刷し,これを「新件午後」フォルダ直下の「印刷済み」フォルダに移動した後,受信第1担当者が受信メールの印刷物の件数及び内容と受信メールの件数及び内容とを確認する作業を行うのであるから,受信第1担当者が定められた手順どおりに受信メールの印刷物の件数と受信メールの件数とを対照していれば,本件メールが印刷されておらず,その受信処理においてミスがあったことは容易に判明したはずである。このように,本件期間徒過の原因についての原告の主張を前提とすると,本件特許事務所は,受信第1担当者による受信メールの移動ミスに気付くことができたはずの機会があったにもかかわらず,これを看過したこととなるのであって,本件特許事務所において受信処理の手順の定めが遵守されていたのかについても疑問がある。

以上によれば,本件期間徒過について「正当な理由」があったとはいえない。

## 【民事手続】

### (9)大阪高決平成28年6月28日 裁判所HP

平成27年(ラ)第547号 仲裁判断取消申立棄却決定に対する抗告事件(請求認容)

判決文 : [http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/062/086062\\_hanrei.pdf](http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/062/086062_hanrei.pdf)

国際的な法律事務所に所属する弁護士が、本件の仲裁人として選任された後、同じ法律事務所にも所属する別の弁護士が別件訴訟において本件当事者の関連会社の訴訟代理人を務めているという事実を開示せず、本件仲裁判断をしたことについて、本件の仲裁人による利益相反事由の不開示は、仲裁法18条4項の開示義務違反を構成し、重大な手続上の瑕疵といえるから、それ自体が、たとえ、本件仲裁判断の結論に直接影響を及ぼすことがないとしても、同法44条1項6号の取消事由に該当するとして、同条6項に基づき本件仲裁判断が取り消された事例。

本判決は、「仲裁人は、仲裁手続の進行中、開示義務の対象となる事実の発生時期のいかんを問わず、開示していない事実の全部を遅滞なく開示しなければならないとされており(仲裁法18条4項)、これは、仲裁人の忌避制度の実効性を担保するとともに、仲裁に対する信頼を確保するためのものであるから、仲裁人の公正性又は独立性に疑いを生じさせるおそれのある事実が客観的に存在しているにもかかわらずその事実を仲裁人自身が知らなかったという理由で上記開示義務を免除することはできない」等とした。

### (10)東京地判平成27年11月12日 金法2047号106頁

平成26年(ワ)第20312号 優先的破産債権確認請求事件(訴え却下)

本件は、Xが、破産者Aが国に対して負担する租税債務を第三者弁済し、国がAに対して有する租税債権についての弁済による代位が生じたとして、同債権(破産法148条1項3号に該当する財団債権に係る部分を除く)について、Aの破産管財人であるYに対し、優先的破産債権が存在することの確認を求める事案である。

本判決は、破産法100条1項は、基準時である破産手続開始時の債務者の総資産と総負債を破産管財人により清算し、債務者の財産等の適正かつ公平な清算を図るという破産制度の目的を実現するため、破産債権者による個別的権利行使を抑制し、破産財団からの配当に権利の実現をゆだねるべく破産手続外での権利行使を禁止した規定であると解し、積極的確認の訴えも破産債権の行使として許されないと判示した。

## 【刑事法】

### (11)最一決平成28年7月27日 最高裁HP

平成28年(あ)第456号 覚せい剤取締法違反被告事件(上告棄却)

判決文 : [http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/048/086048\\_hanrei.pdf](http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/048/086048_hanrei.pdf)

(判旨)

刑法等の一部を改正する法律(平成25年法律第49号)による刑の一部の執行猶予に関する各規定(刑法27条の2ないし27条の7)の新設は、被告人の再犯防止と改善更生を図るため、宣告刑の一部についてその執行を猶予するという新たな選択肢を裁判所に与える趣旨と解され、特定の犯罪に対して科される刑の種類又は量を変更するものではなく、刑の一部の執行猶予に関する前記各規定の新設は、刑訴法411条5号にいう「刑の変更」に当たらないから(最高裁昭和22年(れ)第247号同23年11月10日大法廷判決・刑集2巻12号1660ノ1頁参照)上告を棄却する。

### (12)最二決平成28年8月1日 最高裁HP

平成28年(す)第398号 管轄移転の請求事件(上告棄却)

判決文 : [http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/064/086064\\_hanrei.pdf](http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/064/086064_hanrei.pdf)

(要旨)

刑訴法17条1項2号にいう「裁判の公平を維持することができない虞があるとき」に当たらないとされた事例(事案)

米軍属である被告人は、強姦致死、殺人、死体遺棄の罪名で那覇地方裁判所に起訴されたところ、沖縄県内において、米軍基地やいわゆる日米地位協定の問題と絡めて、大々的に報道され、また、広範な抗議活動が行われたことから、沖縄県民にあっては、被告人の自白内容、自白を補強する物証等の存在を知り、被告人が有罪との心証を有しているだけでなく、被告人を厳罰に処すべきとの予断を持つに至っているところ、そのような県民の中から裁判員を選任しなくてはならないことなどからすると、那覇地方裁判所において公平な裁判を行うことは不可能であるなどとして、東京地方裁判所への管轄移転の請求がなされた。

(判旨)

裁判員裁判対象事件を取り扱う裁判体は、公平性、中立性を確保できるよう配慮された手続の下に選任された裁判員と、身分保障の下、独立して職権を行使することが保障された裁判官とによって構成され、裁判員は、法令に従い

公平誠実にその職務を行う義務を負っている上、裁判長は、裁判員がその職責を十分に果たすことができるように配慮しなければならないとされていることなども考慮すると、公平な裁判所における法と証拠に基づく適正な裁判が行われることが制度的に十分保障されているといえる(最高裁平成22年(あ)第1196号同23年11月16日大法廷判決・刑集65巻8号1285頁参照)から、所論が主張する点は、那覇地方裁判所において公平な裁判が行われることを期待し難い事情とはいえず、本件は、刑訴法17条1項2号にいう「裁判の公平を維持することができない虞があるとき」に当たらない。

### (13)大阪高判平成27年6月23日 判例時報2294号129頁

平成27年(ネ)第128号 損害賠償請求控訴事件 一部変更(上告・上告受理申立て)

野宿生活者Xは空アルミ缶を入りビニール袋を荷台に載せた自転車で現場付近を走行していたところ、単車で警ら中のY警察本部警察官A及びBがXに職務質問を行うため停止を呼びかけたがXは応じず、その後、AとXはもみ合いになり、Xは路上に転倒、制圧されるとともに公務執行妨害の現行犯で逮捕されたがXはその際に入院加療約3ヶ月の骨折等の傷害を負ったため、Xは、現行犯逮捕の要件を充足しておらずXはAの暴行により負傷したとして国家賠償法1条1項に基づき損害賠償請求を提起し、原審は、裁判上の鑑定を実施し同鑑定結果に沿ったX供述に基づき事実認定を行い、AのXに対する暴行は現行犯逮捕に伴う有形力の行使といえず違法としてYに対し損害賠償(入院雑費15万7500円慰謝料120万円の合計135万7500円)を命じたためYが控訴した。本判決は、Xが自ら自転車を止めて降車し、単車から降車したAに近づきAの肩を左手で1回突き、右手を振り上げて殴り掛かるうとした旨認定し公務執行妨害が成立するとしたが、Aの制圧行為は現行犯逮捕のための有形力の行使ではあるがXの暴行が軽微でAと体格差もあったこと等から社会通念上逮捕のため必要かつ相当と認める限度を超えた違法な有形力の行使であるとし入院雑費15万7500円及び慰謝料50万円の合計65万7500円及び遅延損害金の損害賠償を命じた。

(Xの請求額 入院雑費15万7500円、慰謝料241万円)

### (14)東京高判平成27年11月5日 判例タイムズ1425号251頁

平成27年(ウ)第1117号 債権管理回収業に関する特別措置法違反被告事件(控訴棄却, 上告)

被告人Aは専ら不良債権を保有するのみとなっていた清算中の法人D及びE(登録貸金業者)の全株式を同株式の前保有者から譲受け、被告人Aから被告会社Cがその全株式を譲受け、さらに、完全親子会社の関係となった被告会社Cと上記D及びEとの間で不良債権の譲受けが行われた。その後、被告人A及びBは、被告会社Cと共謀して、法務大臣の許可を受けずに業として貸付債権を譲り受け債務者に弁済をさせたとして債権管理回収業に関する特別措置法違反(無許可営業)で起訴された。本判決は、被告人AがDEの全株式を取得したのは主として両法人保有の債権を取得するためであり、これは同法2条2項後段が規定する「他人から譲り受け」たことにあたるとし、併せて、同法の文言上このような全株式取得による方法で債権を実質的に取得することが除外されているとは解されない、同法後段が継受する弁護士法73条の趣旨からも同法の規制を及ぼすべき必要性が認められる、仮に規制の対象から外れるとすれば同規制は企業買収の形式により容易に潜脱されることになる等と判示し、同法違反を認めた。

### (15)大阪地判平成28年3月25日 判例タイムズ1425号265頁

平成27年(ワ)第1715号 損害賠償請求事件(一部認容, 確定)

判決文: [http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/887/085887\\_hanrei.pdf](http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/887/085887_hanrei.pdf)

原告は、傷害事件の被疑者として警察官から取調を受けた際、恫喝的、脅迫的な取調等を受けたとし、国賠法1条1項に基づく損害賠償を請求した。原告は取調の様子を録音していたところ、本判決は、同取調について、原告が犯行を否認する理由等を説明するよう何度も求め、その態様も威圧的な口調、声量であり原告を混乱させ相当の恐怖感を与えるものであった、「答える。答える。あんたがそうまでしてやってないと言い切る理由は何や」などと申し向けた行為は社会通念上の相当性を逸脱している、「さっさと認める。殴ったやろ」と強い口調で発言していることは何ら合理的な根拠・理由を示すこともなく単に自白を命ずるものであって説得の域を超える、その直前に、知らないことを知らないと言うことは「あかんよ」等とも発言しており、客観的な証拠との不整合を指摘したり、理詰めで事実関係を追求・確認するような発言とも言えない、警察官が自ら黙れと言ったことを理由に原告が供述を拒否していることに対して原告の名前を呼び捨てにしたり、「名前呼ぶのもおっくうや。不毛や。ちゃんちゃらおかしいわ」等と発言しているのは原告の人格を不当に貶めるものである等とし、全体として社会通念上相当性を逸脱した違法な取調であったとし、100万円の支払いを命じた。



## 【公法】

### (16) 最一判平成28年6月27日 最高裁HP

平成26年(行ヒ)第321号 不当利得返還等を求める住民訴訟事件(破棄・自判, 被上诉人らの請求棄却)

判決文: [http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/965/085965\\_hanrei.pdf](http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/965/085965_hanrei.pdf)

市が土地開発公社の取得した土地をその簿価に基づき正常価格の約1.35倍の価格で買い取る売買契約を締結したことが違法とはいえないとされた事例。

原判決が、取引の実例価格等を必ずしも十分に考慮していない面があることを重視する等して(同事実は最判も追認した)一定値を上回る部分を違法としたのに対し、最判は、特に高額とは言えない等として、明らかに合理性を欠くものとは言えないとした。

### (17) 最三判平成28年6月28日 最高裁HP

平成25年(行ヒ)第562号 不当利得返還等請求行為請求事件(破棄差戻)

判決文: [http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/972/085972\\_hanrei.pdf](http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/972/085972_hanrei.pdf)

地方自治法(平成14年法律第4号による改正前のもの)100条12項の政務調査費制度が設けられた後も、普通地方公共団体は、地方議会の会派に対し、同項の「調査研究に資するため必要な経費」以外の経費を対象として補助金を交付することができることとされた事例。

原判決は「平成12年改正により政務調査費の制度が設けられた後は、普通地方公共団体が会派に対し、地方自治法232条の2に基づき補助金を交付することができる」と解する余地はなくなった」としたが、最判は、「他方、地方自治法100条旧12項及び旧13項は、上記の『調査研究に資するため必要な経費』以外の経費に対する補助の可否については特に触れるところがなく、平成12年改正の際に、そのような補助を禁止する旨の規定が置かれることもなかったところ、同改正に係る立法過程においても、そのような補助を禁止すべきものとする旨の特段の検討がされていたとはうかがわれない。これらによれば、同改正が、上記の『調査研究に資するため必要な経費』以外の経費に対する補助を禁止する趣旨でされたものであるとは認められない。」とし、上記の通り判示した。

### (18) 最二判平成28年7月15日 最高裁HP

平成25年(行ヒ)第533号 鳴門市競艇従事員共済会への補助金違法支出損害賠償等請求事件(破棄, 一部差戻し)

判決文: [http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/023/086023\\_hanrei.pdf](http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/023/086023_hanrei.pdf)

競艇臨時従事員に支給する離職せん別金に充てるため、市が競艇従事員共済会に対して補助金を交付したことが、地方自治法232条の2所定の公益上の必要性を欠き違法であるとされた事例。

地方自治法204条の2は、普通地方公共団体は法律又はこれに基づく条例に基づかずにはいかなる給与その他の給付も職員に支給することができない旨を定め、地方公営企業法38条4項は、企業職員の給与の種類及び基準を条例で定めるべきものとしているところ、本件補助金の交付当時、臨時従事員に対して離職せん別金又は退職手当を支給する旨を定めた条例の規定はなく、賃金規程においても臨時従事員の賃金の種類に退職手当は含まれていなかった。また、臨時従事員は、採用通知書により指定された個々の就業日ごとに日々雇用されてその身分を有する者にすぎず、給与条例の定める退職手当の支給要件(前記第1の2(3))を満たすものであったということもできない。そうすると、臨時従事員に対する離職せん別金に充てるためにされた本件補助金の交付は、地方自治法204条の2及び地方公営企業法38条4項の定める給与条例主義を潜脱するものといわざるを得ず、このことは、臨時従事員の就労実態等のいかんにより左右されるものではない。

### (19) 最二判平成28年7月15日 最高裁HP

平成26年(行ヒ)第472号 鳴門市競艇従事員共済会への補助金違法支出損害賠償等請求事件(破棄差戻し)

判決文: [http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/024/086024\\_hanrei.pdf](http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/024/086024_hanrei.pdf)

本号(18)事件(最小平平成28年7月15日判決 平成25年(行ヒ)第533号)と同旨を述べたうえで、同自治体が事後に「この条例の施行の際現に企業局長が定めた規程に基づき臨時従事員に支給された給与については、この条例の規定に基づき支給された給与とみなす。」との条例を設けたことについても、本件「離職せん別金は、企業局長が定めた規程に基づいて臨時従事員に支給された給与に当たるものでないことは明らかである」として、事後的に支出が適法になるものではないとし、市の競艇従事員共済会に対する違法な補助金の交付がその後の条例の制定により遡って適法なものとなるとした原審の判断が違法であるとされた事例。



## (20)東京地判平成27年12月21日 判例タイムズ1425号289頁

平成24年(ワ)第35308号 損害賠償請求事件(一部認容,控訴(後控訴取下))

原告は,被告Y1(探偵業者の従業員)に対し,原告らの住民票の写しを不正取得したとし不法行為に基づき,被告Y2(東京都の特別区)に対し,申請書では当初原告の名前の一部が漢字で表記されており戸籍上の表記と異なっていたにもかかわらず被告Y2の担当者が原告の名前の漢字を教え申請書を訂正させた上で住民票の写しを交付した,同訂正の結果,申請書の原告の名前(漢字表記)と申請書の疎明資料として提出された契約書の原告の名前(一部が平仮名表記)とで不一致が生じているにもかかわらず住民票の写しを交付した等とし,これが違法であるとし国賠法1条1項に基づき損害賠償を請求した。本判決は, についてはそのような事実を否定したが, については,被告Y2の担当者は住民票の写しの交付申請の相当性を判断するにあたり,少なくとも契約書に戸籍と異なる表示をした理由につき,通称使用をしているか等の補足説明を求める職務上の法的義務があったにもかかわらずこれを怠ったとして過失による同義務違反を認め,被告Y1に対し33万円,被告Y2に対し5万5000円の支払を命じた。

## 【社会法】

### (21)最二判平成28年7月8日 最高裁HP

平成26年(行ヒ)第494号 遺族補償給付等不支給処分取消請求事件(破棄・自判,請求認容)

判決文: [http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/000/086000\\_hanrei.pdf](http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/000/086000_hanrei.pdf)

労働者Bが,業務を一時中断して事業場外で行われた研修生の歓送迎会に途中参加した後,当該業務を再開するため自動車を運転して事業場に戻る際に研修生をその住居まで送る途上で発生した交通事故により死亡したことが,労働者災害補償保険法1条,12条の8第2項の業務上の事由による災害に当たるとされた事例。

本判決は,「Bは,本件会社により,その事業活動に密接に関連するものである本件歓送迎会に参加しないわけにはいかない状況に置かれ,本件工場における自己の業務を一時中断してこれに途中参加することになり,本件歓送迎会の終了後に当該業務を再開するため本件車両を運転して本件工場に戻るに当たり,併せてE部長に代わり本件研修生らを本件アパートまで送っていた際に本件事故に遭ったものといえることができるから,本件歓送迎会が事業場外で開催され,アルコール飲料も供されたものであり,本件研修生らを本件アパートまで送ることがE部長らの明示的な指示を受けてされたものとはうかがわれないこと等を考慮しても,Bは,本件事故の際,なお本件会社の支配下にあったというべきである。」とした。

### (22)東京高判平成26年6月12日 判例時報2294号102頁

平成25年(ネ)第96273号 労働契約上の地位確認等請求控訴事件 控訴棄却(上告・上告受理申立て)

本件は,会社解散によりYから解雇された従業員(Xら)が解雇は解雇権濫用により無効であるとして,労働契約上の権利を有する地位にあること,未払賃金等の支払請求の他,違法な解雇により精神的苦痛を被った等を理由に損害賠償請求(慰謝料1人300万,弁護士費用1人60万円)を求めた事案であり,一審は,Yの事業廃止が不合理であるということができず,事業廃止が不合理であることを前提とするXら主張は採用できないとして請求を棄却したため,Xらが控訴した。本判決は,従業員を解雇する必要性があり解雇に合理性が認められる以上従業員に対する説明等の手続がとられなくても解雇権の行使が権利の濫用となることはなく,本件は,解散及び解雇に先立ちXらの所属する組合に対しYの厳しい財務状況を開示した上で賃金改定ができなければ会社が存続できない可能性を示唆したが組合が賃金改定を拒否し交渉に応じない旨表明したことから解散に至ったと認定した上で,本件解雇は解雇権濫用に当たるとはいえないと判示し,Xらの主張する解雇以外の不法行為等の内容のほとんどは本件解雇から離れてXらの権利利益を違法に侵害して不法行為を構成するものではないとしてXらの請求を退け,原審の判断を相当として控訴棄却した。

### (23)大阪高判平成28年2月25日 判例時報2296号81頁

平成27年(ネ)第503号 クロレチラシ配布差止等請求控訴事件(取消(上告受理申立))

適格消費者団体であるXが,健康食品の小売販売等を目的とする会社であるYに対し,健康食品に関する新聞折込みのチラシを配布することが不当景品類及び不当表示防止法10条1項1号「優良誤認表示」に該当するとし,差止等を求めた事案。

原審はXの本訴請求を認容したため,Yは,原判決を不服として控訴し,チラシ配布は行っておらず,今後も配布予定はないから差止める必要性はない等と主張した。

本判決は,Yは,原判決の言い渡し以来,従前のチラシ配布を一切行っていないし,Yが,(Xが差止を求めた表示が一切含まれていない)別のチラシを新たに作成し,配布していることからすれば,Yが「優良誤認表示」に該当するかどうかの法律解釈について本件訴訟で争う態度を示していることを考慮しても,Yが「優良誤認表示」を行うおそれがあるとは認められず,差止の必要性があるとは言えないと判断し,原判決を取消,Xの本訴請求を棄却した。

## (24)東京地判平成28年7月19日 裁判所HP

平成27年(ワ)第33398号 不正競争行為差止等請求事件 不正競争 民事訴訟 (棄却)

判決文: [http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/046/086046\\_hanrei.pdf](http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/046/086046_hanrei.pdf)

本件は、原告が、原告の販売するフェイスマスク(原告商品)の形態が原告の商品等表示として広く認識される状態に至っていたところ、被告が販売開始したフェイスマスク(被告商品)の形態は原告商品の形態と類似し、混同を生じさせるから、被告による被告商品の販売が、不正競争防止法2条1項1号の不正競争行為に当たる旨、被告商品は、原告商品の形態を模倣したものであるから、被告による被告商品の販売が、同条1項3号の不正競争行為に当たる旨主張して、被告に対し、被告商品の製造販売等の差止め、被告商品の廃棄等求めた事案。

(1) 不正競争防止法2条1項1号にいう「商品等表示」に該当するためには、商品の形態が客観的に他の同種商品とは異なる顕著な特徴を有しており(特別顕著性)、かつ、需要者においてその形態を有する商品が周知になっていること(周知性)を要すると解する。

原告商品の形態のうち、原告態様B、原告態様C(ただし、切込みの寸法を除く。)については、ありふれた要素にすぎない。また、原告態様A、原告態様Cのうち切込みの寸法に係る部分についても、他の同種商品と比較して大きな相違点であるとは認められず、顕著な特徴を有するとか、需要者に対して強い印象を生じさせるということはない。

この点、原告は、内容物の構造についても出所識別機能を有する旨主張するが、内容物は外面包装の内側にあり、外部から直接これを視認することはできないから、この点について出所識別機能があるとは認めることができない。

以上によれば、原告商品の形態は、客観的に他の同種商品とは異なる顕著な特徴を有しているということとはできず、不正競争防止法2条1項1号の商品等表示には当たらない。

(2) 不正競争防止法2条1項3号の「模倣」とは、「他人の商品の形態に依拠して、これと実質的に同一の形態の商品を作り出すこと」をいうところ(同条5項)、「実質的に同一の形態」といえるか否かは、他人の商品の形態に依拠して作成された商品の形態が、他人の商品の形態と実質的に同一といえるほどに酷似しているか否かという観点から判断すべきである。また、作り出された商品の形態に他人の商品の形態と相違する部分があるとしても、些細な相違にとどまるような場合には、当該商品は他人の商品と実質的に同一の形態と評価され得る。また、同種の商品にしばしば見られるありふれた形態は、不正競争防止法2条1項3号の保護対象となる「商品の形態」には当たらないと解すべきである。

そこで検討するに、原告商品と被告商品とは、共通ないし近似する形態はいずれも同種の商品にしばしば見られるありふれたものととどまるから、全体として見れば、被告商品の形態が原告商品の形態と実質的に同一であるということとはできない。

なお、外面包装の内側の内容物に係る形態については、需要者が原告商品を通常の用法に従って使用するに際して内容物の形態を認識することはできないから、「需要者が通常の用法に従った使用に際して知覚によって認識することができる」商品の内部の形状等(不正競争防止法2条4項)に当たらず、「商品の形態」に含まれない。

そうすると、被告商品の形態が原告商品の形態と実質的に同一であるとはいえず、依拠の有無について検討するまでもなく、被告の行為は「模倣」には当たらない。

(3) したがって、原告の請求はいずれも理由がない、として原告の請求は棄却された。

## 【その他】

### (25)東京地判平成27年12月21日 判例タイムズ1425号282頁

平成26年(ワ)第16600号 損害賠償請求事件(一部認容、控訴(後控訴却下、確定))

原告は、被告Y1ら(地面師グループ)から、第三者所有の不動産を同グループの関連会社が買受けた上で原告に売却すると説明されこれを信じ、売買代金(手付金)3億円を支払ったが、現在の所有名義人から同グループの関連会社に対する所有権移転登記を経た上で買主である原告への所有権の仮登記をする連件の登記申請について、前件申請が申請の権限を有しない者の申請との理由で却下され、その結果、後件の申請も却下された。原告は、上記3億円を騙し取られたことから、後件の仮登記の申請代理を受任した被告Y2(司法書士)に対し、前件の登記義務者の本人確認義務違反を理由に不法行為による損害賠償を請求した。本判決は、連件申請の場合には前件の登記が実行されないと後件の登記も実行されないため、後件の登記権利者は前件の登記の申請人が登記義務者本人であることに関心があるとは言えるものの、それだけでは、後件の登記申請代理のみを受任した司法書士が、前件の申請人が登記義務者本人でないことを疑うべき特段の事情のない限り、自ら受任していない前件の登記義務者の本人確認をすべき注意義務があるとは言えないとし、本件では、前件の登記申請について代理した弁護士による本人確認情報の作成過程に疑義を差し挟むべき事情があるとは言えない等とし、被告Y1に対しては3億円の支払を認めたが、Y2に対する請求は棄却した。

## 【紹介済判例】

最三判平成27年10月27日 判例時報2294号57頁  
平成25年(受)第2415号 配当異議事件(上告棄却)  
判決文: [http://www.courts.go.jp/app/hanrei\\_jp/detail?id=85405](http://www.courts.go.jp/app/hanrei_jp/detail?id=85405)  
法務速報175号19番で紹介済

東京地判平成27年10月29日 判例時報2295号114頁  
平成27年(ワ)第1025号 特許権侵害差止請求事件(棄却(控訴))  
法務速報175号16番で紹介済

最一判平成27年12月14日 判例時報2294号29頁  
平成26年(才)第77号・同26年(受)第93号 退職一時金返還請求事件(破棄自判)  
判決文: [http://www.courts.go.jp/app/hanrei\\_jp/detail?id=85541](http://www.courts.go.jp/app/hanrei_jp/detail?id=85541)  
法務速報176号36番で紹介済

最二判平成28年2月26日 金法2046号80頁  
平成26年(受)第1312号,同第1313号 価額償還請求上告,同附带上告事件(上告および附带上告棄却)  
判決文: [http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/705/085705\\_hanrei.pdf](http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/705/085705_hanrei.pdf)  
法務速報179号1番で紹介済

最三判平成28年3月1日 判例タイムズ1425号126頁  
平成26年(受)第1434号,平成26年(受)第1435号 損害賠償請求事件(一部上告棄却,一部破棄自判)  
判決文: [http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/714/085714\\_hanrei.pdf](http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/714/085714_hanrei.pdf)  
法務速報179号2番にて紹介済み

最二判平成28年3月4日 判例タイムズ1425号142頁  
平成27年(受)第1431号 株主総会決議取消請求事件(上告棄却)  
判決文: [http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/725/085725\\_hanrei.pdf](http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/725/085725_hanrei.pdf)  
法務速報179号14番で紹介済

最二判平成28年3月4日 金法2047号93頁  
平成27年(受)第1431号 株主総会決議取消請求事件(上告棄却)  
判決文: [http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/725/085725\\_hanrei.pdf](http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/725/085725_hanrei.pdf)  
法務速報179号14番で紹介済

最三判平成28年3月15日 金法2046号72頁  
平成26年(受)第2454号 損害賠償請求事件(破棄自判)  
判決文: [http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/749/085749\\_hanrei.pdf](http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/749/085749_hanrei.pdf)  
法務速報179号15番で紹介済

最一判平成28年3月31日 判例タイムズ1425号116頁  
平成27年(行ヒ)第374号 供託金払渡認可義務付等請求事件(破棄自判)  
判決文: [http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/809/085809\\_hanrei.pdf](http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/809/085809_hanrei.pdf)  
法務速報180号1番で紹介済

最一判平成28年4月21日 判例タイムズ1425号122頁  
平成26年(受)第755号 損害賠償請求事件(破棄自判)  
判決文: [http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/846/085846\\_hanrei.pdf](http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/846/085846_hanrei.pdf)  
法務速報180号19番で紹介済

## 2. 平成28年(2016年)8月25日までに成立した,もしくは公布された法律

種類	提出回次	番号
法律名及び概要		

なし

### 3.8月の主な発刊書籍一覧（私法部門）

著者 出版社 頁数 定価(税込)

書籍名

は後記に解説あり

東京弁護士会親和全期会 編著 第一法規 272頁 3,132円

はじめの一步が踏みだせる 弁護士のためのマンシヨントラブルQ&A ~基礎から事例まで~

斎藤博明 著 保険毎日新聞社 292頁 4,860円

2016年版 損害賠償における休業損害と逸失利益算定の手引き

山田 猛司 著 日本加除出版株式会社 488頁 4,860円

抵当権・根抵当権に関する登記と実務

北野 俊光/北新居 良雄/小磯 治 編 民事法研究会 629頁 6,048円

詳解 遺産分割の理論と実務

梶村 太市/石井 久美子/貴島 慶四郎 編 青林書院 504頁 6,264円

相続・遺言・遺産分割書式体系

赤沼康弘/池田恵利子/松井秀樹 編 民事法研究会 484頁 4,968円

Q&A成年後見実務全書 第4巻 法定後見 ,任意後見

#### 4.8月の主な発刊書籍一覧（公法・その他部門）

著者 出版社 頁数 定価(税込)

書籍名

は後記に解説あり

小坂井 久/青木 和子/宮村 啓太 編著 新日本法規 276頁 3,132円  
実務に活かすQ&A平成28年改正刑事訴訟法等のポイント

坂本 団 編 民事法研究会 377頁 3,780円  
情報公開・開示請求実務マニュアル

安西 愈/木村 恵子 共著 日本法令 464頁 3,564円  
実務の疑問に答える労働者派遣のトラブル防止と活用のポイント

栗 一郎 著 旬報社 232頁 2,376円  
労働法実務解説 3 労働時間・休日・休暇 宮里 邦雄・徳住 堅治 編

大島 義則/森 大樹/杉田 育子/関口 岳史/辻畑 泰喬 編著 勁草書房 432頁 4,320円  
勁草法律実務シリーズ 消費者行政法 安全・取引・表示・個人情報保護分野における執行の実務

日本弁護士連合会法科大学院センターローヤリング研究会 編 民事法研究会 258頁 2,484円  
法律実務基礎講座 法的交渉の技法と実践 問題解決の考え方と事件へのアプローチ

## 5. 発刊書籍<解説>

「はじめの一步が踏みだせる 弁護士のためのマンショントラブルQ&A ~基礎から事例まで~」

区分所有法の基礎が解説されたのち、マンション売買契約に関するトラブルとして眺望・日照、マンション設備・建築の適法性に関する売主の説明義務等、マンション内の共同生活上のトラブルとして、専有部分のリフォーム、マンション内でのペット飼育、漏水事故等、その他管理会社とのトラブル、マンションの内部自治をめぐるトラブル、管理費等のトラブル、マンション建替えに関するトラブルが具体的事例を挙げて解説されている。また区分所有法とマンション標準管理規約の主要条文対照表が添付されている。マンションに関する事件について、基礎的な知識を学ぶことができる本である。

「実務に活かすQ&A平成28年改正刑事訴訟法等のポイント」

刑事訴訟法改正に至る経緯と改正法の趣旨等が解説されたのち、取調べの録音・録画制度の概要として録音・録画の対象事件・範囲、可視化申入れの意義、捜査官が録音・録画義務に違反した場合の対応等が解説されている。また証拠開示制度の拡充に関しては公判前整理手続等に付することの請求権の付与、証拠一覧表交付手続の導入、類型証拠開示の対象拡大等が解説されている。その他裁量保釈の判断に当たっての考慮事情に関する規定、被疑者国選弁護制度の拡充、犯罪被害者等及び証人を保護するための措置、捜査・公判協力型協議・合意制度(いわゆる司法取引)と刑事免責制度の導入などが解説されている。Q&A方式で分かりやすく改正のポイントが解説されている。

(C) Copyright 公益財団法人 日弁連法務研究財団 掲載記事の無断転載を禁じます。